

保育認定子ども利用者負担額基準額表(案)

資料No.13:別紙1

階層区分	市町村民税額等	徴収金基準月額(案)				階層区分	現在の所得区分	現行の保育料徴収金基準月額				備考
		満3歳未満 保育標準時間	満3歳未満 保育短時間	満3歳以上 保育標準時間	満3歳以上 保育短時間			0歳児の場合	1・2歳児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	小学校就学前の児童で、特定の施設※に2人以上入所している場合には、以下により徴収する。 *年齢が高い児童から、1人目全額、2人目半額、3人目以降0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	B	市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	2,300	2,300	
第3階層	市町村民税所得割課税世帯 0円～48,500円	19,500	19,300	16,500	16,300	C1	市町村民税均等割額のみ	10,000	10,000	7,300	7,300	
						C2	市町村民税所得割課税世帯	11,500	11,500	8,800	8,800	
第4階層	市町村民税所得割課税世帯 48,600円～96,900円	30,000	29,600	26,000	23,000	D1	所得税25,000円未満	18,900	18,300	14,300	14,300	
						D2	25,000円以上40,000円未満	21,900	21,300	16,700	16,700	
第5階層	市町村民税所得割課税世帯 97,000円～168,900円	44,500	43,900	26,300	23,300	D3	40,000円以上63,000円未満	30,200	29,300	24,400	20,800	
						D4	63,000円以上103,000円未満	36,900	36,000	26,200	22,300	
第6階層	市町村民税所得割課税世帯 169,000円～300,900円	61,000	60,100	27,000	24,000	D5	103,000円以上203,000円未満	44,500	43,300	28,000	23,800	
						D6	203,000円以上413,000円未満	48,800	47,500	29,800	25,300	
第7階層	市町村民税所得割課税世帯 301,000円～396,900円	71,300	70,080	27,300	24,300	D7	413,000円以上573,000円未満	56,000	54,400	33,400	27,000	
						D8	573,000円以上734,000円未満	64,400	62,400	33,700	27,300	
第8階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000円～	81,600	79,200	27,700	25,000	D9	734,000円以上	72,800	70,600	34,000	27,700	

※特定の施設:幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部、認定こども園、児童発達支援、特別支援学校幼稚部、医療型児童発達支援

国基準に基づき設定した利用者負担額は左図のとおり。現行の保育料徴収基準額を新階層の8区分にあてはめた場合、右図のとおり。なお、所得基準が異なるため、階層区分は一致しない。